### 第2次静岡県犯罪被害者等支援推進計画の概要

この計画は、平成28年10月から令和2年度の5か年を計画期間として策定された静岡県犯罪被害者等支援推進計画(以下「第1次推進計画」といいます。)の内容を見直すとともに、第1次推進計画における成果や県民へのアンケート結果などを踏まえた新たな取組を盛り込み、策定いたしました。

### 重点課題 I 犯罪被害者等に対する各種情報の提供

(新):新規取組

#### 重点課題の概要

犯罪被害者等は、直接的な被害のほかに、様々な問題に遭遇する ため、事件発生直後から、犯罪被害者等の相談に乗り、誰が窓口担 当者であっても必要な情報が確実に提供できるような体制・仕組み を整えていく必要があります。

第1次推進計画では、県内全市町に総合的対応窓口の設置が完了したほか、「静岡県性暴力被害者支援センターSORA(そら)」を開設するなど、各種情報の提供を可能とする窓口機能の強化を図ることができたことから、引き続き同センターにおける相談対応や、市町における支援体制を充実させるため、各市町における条例制定状況等について情報提供を行っていきます。

# 重点課題に係る具体的施策のポイント

- 1:相談及び情報の提供【取組数:14】
  - 指定被害者支援要員による被害直後からの相談対応
- (新)「静岡県性暴力被害者支援センターSORA(そら)」における相談対応 スクールカウンセラーの派遣等学校内における相談体制の充実
- (新)「静岡県犯罪被害者等支援ハンドブック」の活用
- (新)市町へ条例制定状況等の情報提供
- 2:損害の回復を図るための情報の提供等【取組数:3】

捜査状況、検挙状況、被疑者の処分等に係る情報提供

3:経済的な助成に関する情報の提供等【取組数:9】

警察で所管する各種公費負担制度の教示

# 重点課題Ⅱ 精神的・経済的支援

(新):新規取組

重点課題の概要

犯罪被害者等は、心身ともに深刻なダメージを負うことが多いため、被害直後はもちろん中長期的な心身の不調の回復・軽減のほか再被害に対する不安の除去を図る必要があります。

また、犯罪被害者等は死亡・けがにより働くことができず、経済的 被害を受けることもあるため、その軽減を図る必要があります。

第1次推進計画では、カウンセリング等費用や司法解剖後の遺体搬送費用など新たな公費負担制度を設け、精神的及び経済的支援制度の拡充を図ることができたことから、これらの制度の活用や様々な経済的助成制度に対する教示による精神的・経済的支援を引き続き行っていくとともに、制度の更なる充実に努めていきます。

## 重点課題に係る具体的施策のポイント 1:日常生活の支援【取組数:4】

- (新)経済的援助制度の研究
- 2:心理的外傷等からの回復【取組数:7】

被害者支援カウンセラーによるカウンセリングの実施 カウンセリング等費用に係る公費負担制度の運用

3:安全の確保【取組数:8】

加害者からの再被害防止対策の徹底

- 4:居住の安定【取組数:8】
- (新)一時避難場所確保に係る公費負担制度の運用
- 5:雇用の安定【取組数:3】

事業主との間の労働問題に係る相談対応

- 6:捜査の過程における配慮等【取組数:4】
- (新)司法解剖後の遺体搬送費用に係る公費負担制度の運用

### 重点課題 関係機関相互の連携

(新):新規取組

#### 重点課題の概要

犯罪被害者等は、個々の事情等によって必要とする支援が異なり、 多様な支援が求められるため、個々の機関・団体で支援が途切れることなく、関係機関等が連携して支援することが極めて重要です。

第1次推進計画では、一部市町において犯罪被害者支援条例が施行され、支援体制の強化が図られたほか、死傷者多数事件事故発生時の関係機関連携による被害者支援要領の研修会の開催などにより、関係機関相互の連携強化を図ることができたため、その更なる充実を図っていきます。

## 重点課題に係る具体的施策のポイント

- (新)県及び各署における犯罪被害者支援連絡協議会の継続開催
- (新)県内市町との連携協力体制の充実
- (新)各民間団体との連携協力体制の充実
- 2:民間支援団体に対する県の支援【取組数:4】

1:関係機関の連携協力体制の構築【取組数:5】

早期援助団体への情報提供

3:緊急を要する犯罪被害者等支援の実施【取組数:3】

死傷者多数事件事故発生時における被害者支援本部の設置

### 重点課題IV 理解の増進

(新):新規取組

### 重点課題の概要

犯罪被害者等の実態、ニーズ及び支援に関する施策についての社会 一般の理解がいまだに十分進んでいない現状を改善し、社会全体での 犯罪被害者等支援に結び付けていく必要があります。また、犯罪被害 者等の心情等について支援従事者の理解を深化させ、二次的被害の防 止を図る必要があります。

第1次推進計画では、県民向けに犯罪被害者等の生の声を届ける「犯罪被害者等支援講演会 in しずおか」等を継続開催して県民の理解の増進を図ったほか、県・県警・市町の担当者を一堂に会した研修会等を開催して支援従事者の理解の増進を図ることができたため、これらの取組を継続して実施していきます。

## 重点課題に係る具体的施策のポイント

1:県民の理解の増進【取組数:5】

各種広報媒体を活用した広報啓発の充実

2:学校における教育【取組数:7】

「命の大切さを学ぶ教室」の開催

(新)大学での被害者支援講義の実施と大学生ボランティアの参加促進

3:犯罪被害者支援従事者に対する研修【取組数:12】

県・県警・市町担当者に対する研修会の開催

犯罪被害者等に初期に接する者への研修の実施

4:意見の反映【取組数:3】

(新)県政アンケート等を活用した県民の意識調査の実施